

一般競争入札公告

(単体発注・事前審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第 22 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

平成 30 年 11 月 7 日

沖縄県下水道事務所長 田仲 康之

1. 業務概要

- (1) 業務名称 白蟻防除業務委託(H30)
- (2) 業務場所 那覇浄化センター、宜野湾浄化センター、具志川浄化センター、西原浄化センター及び各中継ポンプ場施設
- (3) 業務内容 上記履行場所において、白蟻防除業務を行う。その他詳細は契約書及び仕様書による。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 25 日まで
- (5) 発注形態 単体発注
- (6) 資格審査方法 事前審査型 ※入札参加資格の審査を開札前に行う。

2. 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 沖縄県流域下水道管内(那覇市、豊見城市、南風原町、浦添市、宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、北中城村、読谷村、うるま市、南城市、中城村、西原町、与那原町)に主たる営業所を有すること。
- (2) 平成 25 年度以降に国又は地方公共団体の白蟻防除の業務実績を有すること。
- (3) 公益社団法人日本しろあり対策協会に登録されたしろあり防除施工士を、現場代理人として配置することができること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

- (7) 一般競争入札参加資格確認申請期日から入札日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア)子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

- (ア)一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 申請書等の提出及び本入札参加資格の確認

本業務は、入札手続(入札書提出から落札者決定まで)を紙入札で行う。参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、本入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

ア 一般競争入札資格確認申請書

イ 法人登記簿本の写し(最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの)

- ウ 県税(法人事業税)に関し未納がないことを示す納税証明書(直近3年間分)の写し(最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの)
- エ 地方公共団体等業務契約実績証明書(平成25年度以降の実績すべて)
- (2) 申請書等の提出期間
平成30年11月7日(水)から平成30年11月21日(水)までの午前9時から12時、午後1時から5時の間(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (3) 申請書等の提出場所
〒901-2221
沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県土木建築部下水道事務所 管理班(担当:嘉数)
電話 098-898-5988
- (4) 申請書等の提出方法
持参もしくは郵送(書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。)で提出すること。FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。
- (5) 入札参加資格の確認結果通知
平成30年11月28日(水)までに電話及び書面により通知する。
- (6) 資格の有効期間
この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。
- (7) 資格審査申請事項の変更
入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。
- ア 商号または名称
イ 住所又は所在地、及び電話番号
ウ 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
エ 使用印鑑
オ 法人にあつては資本金
- (8) 資格の取り消し等
入札参加の資格を有する者が2に該当しなくなった場合においては、当該資格を取り消し当該者にその旨を通知する。
- (9) 入札の辞退
申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届を提出すること。
- (10) 本入札に係る資料の取り扱い
ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。

ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できない。

エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。

オ 提出された申請書等は、返却しない。

4. 入札執行の場所及び日時

入札書は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

(1) 入札会場 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号

管理棟2階 大会議室

(2) 入札日時 平成30年11月30日(金) 10時30分 開始

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のア、又はイの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券

イ 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

※1 入札保証金の金額等とは、保険会社の入札保証金額を含む。

※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

(ア) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者

(イ) 入札保証金の金額が上記の条件に満たない場合

(ウ) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア、イの提出があった場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間で締結した履行保証保険契約の保険証券
- イ 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

※1 契約保証金の金額等とは、保険会社の履行保証金額を含む。

6. 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするもので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格者のない者が行った入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (4) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (6) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (8) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (9) 入札条件に違反した入札
- (10) 談合その他不正の行為があった入札
- (11) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (12) 入札に関する条例に違反した入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は2回までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10. その他

- (1) 契約締結後、契約金額の変更協議を行い、契約金額を変更する場合、変更後の契約金額は、元契約金額を元設計額で除した値に変更設計額を乗じた額とする。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。

11. 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札・契約手続きに関すること

問い合わせ先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県土木建築部下水道事務所 庶務班
電話 098-898-5988

- (2) 上記(1)以外に関すること

ア 質問書提出先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県土木建築部下水道事務所 管理班(担当:嘉数)
FAX 098-870-2268

イ 問い合わせ先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県土木建築部下水道事務所 管理班(担当:嘉数)
電話 098-898-5988

ウ 提出期限 平成30年11月16日(金)午後5時

エ 提出方法 持参

オ 回答方法 平成30年11月20日(火)から平成30年11月29日(木)までの間、沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟1階の掲示板で公表する。
ただし、質問がない場合は公表しない。

※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

12. 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

- ア 提出期限 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。
- イ 提出先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県土木建築部下水道事務所 庶務班
- ウ 提出方法 書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)は受け付けない。